

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		予防規程の変更命令
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 4 条 の 2 第 3 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	変更命令は、認可を受けた予防規程が、その後の事情の変更等によって消防法第 1 0 条第 3 項の技術上の基準に適合しなくなったとき、その他火災の予防上適当でなくなったと認められるときに行うものとする。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		